

中学校の部活動は、新たな「地域クラブ活動」 として地域の活動に移行します。

村上市教育委員会では、文部科学省及び新潟県教育委員会の方針により、従来の学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により、生徒の活動の場として整備する新たな「地域クラブ活動」の在り方を次のように示し、移行します。

1 地域移行の方針と「地域クラブ活動」の目的

(1) 地域移行の方針

少子化に伴い、学校によって部活動の選択が限られているため、生徒の多様なニーズに応じた活動機会を保障し、教員の働き方改革を推進するために学校部活動を地域に移行します。

(2) 「地域クラブ活動」の目的

村上市民総がかりで、生徒の多様なニーズに合った活動機会を新しく創り出し、村上市民の生涯にわたるスポーツ及び社会教育の充実と推進を図ります。

2 村上市の方針と動き

(1) 村上市立中学校の部活動について

- ① 次の学習指導要領の改訂（令和 9 年度頃）で、部活動が学校教育の一環でなくなった場合は、村上市立のすべての中学校の部活動の募集を停止し、地域の活動に移行します。
- ② 移行期間を、令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日（3 年間）とし、休日の活動は、令和 8 年度初から完全移行します。平日についても同時期の完全移行を目指します。※令和 8 年初以前の移行は妨げません。
- ③ 種目（競技）等は、令和 4 年度に各中学校にある部活動を単独や合同等の形を含めて何らかの形で、「地域クラブ活動」に移行することを目指します。
- ④ この移行により、各中学校の各部活動を支援することを目的としている保護者会等も解散していただくことになります。

(2) 移行期間の部活動について

- ① 移行期間においては、「融合型部活動」のシステムを導入します。

※ 「融合型部活動」とは、運営主体となる次のいずれかの NPO 法人に申し出てその傘下で活動する「地域クラブ活動」団体と中学校が連携・協力して立ち上げる新しい活動です。総括運営主体は、運営主体を総括し、指導者講習、指導者登録や連携「地域クラブ活動」団体と指導者のマッチング等を担います。

<総括運営主体（運動部）>

- NPO 法人 希楽々

<運営主体（運動部）>

- NPO 法人 さんぽくスポーツ協会 → 山北中学校
- NPO 法人 愛ランドあさひ → 朝日中学校
- NPO 法人 ウェルネスむらかみ → 村上第一中学校、村上東中学校
- NPO 法人 希楽々 → 神林中学校、岩船中学校
- NPO 法人 サンスマイルあらかわ → 荒川中学校

※ 原則として、平日の活動は、活動時間の確保、移動距離等の理由からそれぞれのエリアごとの活動となります。休日はエリアを越える場合もあります。

<運営主体（文化部）>

- 村上市教育委員会 → 各中学校 P T A ※直轄方式

※ 吹奏楽部については、運動部と同様の移行を目指しますが、NPO 法人等の目途が立たないので、当面の間は、直轄方式で村上市教育委員会に担当者を置いて運営主体となり、各中学校の P T A が、「地域クラブ活動」としての団体の「文化クラブ（仮称）」を立ち上げ、平日は、中学校毎の「監視員」をおいて活動するか、希望する教師の兼職兼業指導者又は I C T 機器を用いた遠隔地の指導者によるオンライン指導による活動とします。休日は、拠となる活動場所に集まって、兼職兼業指導者等による活動を行います。

② スムーズな移行のために

スムーズな移行のために、複数校による合同での活動を推進します。

③ 移行期間の実際の活動について

次のア→イ→ウの段階を経て段階的に地域移行していきます。

ア 従来どおりの学校部活動をする。

イ 平日は、学校部活動で、休日は「融合型部活動」として活動する。

ウ 平日、休日ともにすべて「地域クラブ活動」として活動する。

④ 活動場所について

原則として、「地域クラブ活動」の活動場所は学校以外の運動施設、文化施設としますが、村上第一中学校と村上東中学校は村上総合体育館等との兼ね合いから学校体育館等も利用します。また、屋外の活動で雨天や冬季に学校体育館等の利用も想定しています。なお、平日の「文化クラブ（仮称）」は学校で活動する。

⑤ 移行期間中の移動手段について

平日の活動場所が学校の近くにない、村上第一中学校と村上東中学校、神林中学校と岩船中学校については、クラブバス（仮称）を運行します。冬期間等の山北中学校や荒川中学校についても活動場所までのクラブバス（仮称）の運行を検討します。朝日中学校は、活動場所からの下校バスとの連動を図ります。

休日の活動で、部活動としての活動にはこれまで同様にバスの利用ができます。また、休日の大会等でのバスの利用には、顧問か部活動指導員の同行引率を必要としましたが、市内の学校や施設間の移動は生徒だけでの利用も検討しています。

3 完全移行後の「地域クラブ活動」について

(1)「地域クラブ活動」とは

村上市教育委員会が示した条件を承諾した既存団体や新しく立ち上げようとする団体が、運営主体の傘下に入って活動することを申し出て、運営主体と連携して活動する、村上市「地域クラブ活動」団体のことを言います。

「地域クラブ活動」は、従来の学校部活動のコピーではありません。団体ごとに活動曜日や活動時間等が異なります。可能な限り、平日は午後4時から午後6時頃までの2時間程度、休日は、午前か午後の3時間程度の活動になるよう想定しますが、活動場所や指導者の都合、天候や季節によって時間や活動場所が変更されることは想定されています。

(2)「地域クラブ活動」団体の監督・管理（ガバナンスコード）

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁、文化庁）」の遵守を義務づけています。万が一、ガイドラインに抵触する活動等があった場合、連携運営主体からの「助言」を受け、それでも改善されない場合は、総括運営主体と全運営主体からなる会議で、指導、勧告、連携取り消しをします。登録取り消しの際は、代表者や生徒、保護者から十分に意見聴取します。

(3)「地域クラブ活動」の指導者

① 「地域クラブ活動」の指導者を希望する者は、総括運営主体（令和5年度はNPO法人総合型スポーツクラブ希楽々）に申請して審査を受けて登録される必要があります。その際、次の事項について確認がなされます。

ア 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁、文化庁）」の遵守できるか。

イ 日本スポーツ協会公認スポーツ資格者資格等の有無を確認し、資格の有無に関わらずに、総括運営主体が行う「指導者育成プログラム研修会」の受講する意思があるか。

また、上記研修を年度ごとに最低1回は受講し、指導者登録を毎年度更新し、不適格な指導者の場合は指導者登録の更新がなされないことを承知しているか。

ウ 希望する教師による兼職兼業指導者の場合、兼職兼業の許可条件（従事時間単月100時間、複数月平均80時間以内）を遵守できるか。

② 「地域クラブ活動」団体と指導者のマッチングは、基本的に指導者本人の希望を優先させますが、指導者不足が懸念されることから、希望する教師の兼職兼業指導者は、原則として所属校にお願いすることとします。転勤等に伴う所属団体の確認も総括運営主体が行います。

③ 指導者は、運営主体や「地域クラブ活動」団体の規約等に基づいて、指導時間に応じて報酬が支払われます。その他、大会時等の経費（交通費や宿泊費等）も支払われます。

(4)「地域クラブ活動」の運営

「地域クラブ活動」の団体は、総括運営主体及び運営主体を経て、国や新潟県、村上市の助成を受けるとともに、受益者から活動費を徴収して事業運営をします。

(5) スポーツ安全保険への加入と所属生

「地域クラブ活動」の団体は、所属生徒及び指導者等の全員について、スポーツ安全保険に加入することになっています。また、事故等の場合は、その申請を生徒や保護者に任せることなく、その団体が行います。

(6)「地域クラブ活動」団体への加入

- ① 「地域クラブ活動」団体への加入は自由です。複数の「地域クラブ活動」団体への加入も自由です。村上市外の団体や、連携していない団体への加入や所属も自由です。
- ② 自校のエリアにない「地域クラブ活動」の団体に所属し、自己負担、自己責任で平日を含めて活動することも自由です。平日の活動に参加できない場合は、自校の「文化クラブ（仮称）」に所属して、基礎体力づくりを行っても構いません。
- ③ 平日の活動については、所属する「地域クラブ活動」団体ごとの計画となります。
- ④ 平日の活動の交通手段は、運営主体と所属する地域活動（団体）で手配します。下校バス等との調整について、学校や学校教育課との連携・協力をします。
- ⑤ 休日の交通手段は、保護者送迎を原則としますが、公共交通機関の利用や自転車、徒歩等もすべて自己責任（スポーツ安全保険申請をします。）で可能です。
- ⑥ 中体連及び吹奏楽連盟等の大会やコンクール等についての交通手段は、各運営主体及び「地域クラブ活動」団体と村上市教育委員会で連携して手配します。
- ⑦ 「地域クラブ活動」団体の活動費は、保護者負担（受益者負担）です。困窮家庭には、国と村上市からの支援が予定されています。
- ⑧ 「地域クラブ活動」に用いる用具等についても、個人負担、個人管理が原則です。困窮家庭には用具の購入についての支援が予定されています。
- ⑨ 「地域クラブ活動」に用いる用具や楽器等について、学校等から借用する場合、自己責任で保管し、原状復帰で返却することを基本とします。

ただし、経年劣化等の故意でない故障等と判断される場合は、「地域クラブ活動」団体が所有者と十分に協議して受益者負担軽減に努めます。



4 予定通りに「地域クラブ活動」団体が立ち上がった場合の最終イメージ

以下のイメージのように、各エリア（NPO 法人ごと）内の「地域クラブ活動」団体が立ち上がるよう、村上市民総がかりで地域移行を推進します。

村上市教育委員会					協議会（合同会議）	
学校教育課			生涯学習課			
↓ 指導・契約 ↑	平日					休日
	総括運営主体（総括コーディネーター）	運営主体	さんぽく協会	クラブバス ＜体育館＞ ・バスケ男女 ・バレー女 ・バドミントン ・卓球 ・軟式野球 ・陸上	山北中	文化クラブ
		運営主体	愛ランド	＜体育館＞ ・バスケ男女 ・バレー女 ・卓球 ・陸上 ・軟式野球	朝日中	文化クラブ ・サッカー
		運営主体	ウェルネス	クラブバス ＜体育館＞ ・バレー女 ＜野球場＞ ・軟式野球 ＜瀬波コート＞ ・ソフトテニス 徒歩等 ＜河川敷＞ ・サッカー	村上一中	文化クラブ クラブバス ・バスケ女 ・バドミントン ・剣道
					村上東中	文化クラブ クラブバス ・バスケ男 ・卓球 ・柔道
		運営主体	希楽々	クラブバス ＜体育館＞ ・バスケ男女 ・バレー女 ・卓球 ・軟式野球 ・陸上 ※一中、東中を含む	神林中 岩船中	文化クラブ クラブバス ・ソフトテニス
		運営主体	サンスマイル	徒歩等 ＜体育館＞ ・バレー女 ・バスケ男女 ・剣道 クラブバス ＜グリーンパーク＞ ・軟式野球 ・陸上 ・サッカー ・ソフトテニス	荒川中	文化だクラブ ・バドミントン ・卓球
次の競技について、5つの運営主体が連携・協力しながら、単独や合同等の形で「地域クラブ活動」を支援、連携、監督、管理する。						
					陸上競技	
					軟式野球	
					バスケットボール	
					バレーボール	
					卓球	
					ソフトテニス	
					サッカー	
					バドミントン	
					剣道	
					柔道	
					吹奏楽	
					合唱	
					その他	
					中体連は、水泳、ハンドボール、体操、新体操、ソフトボール、相撲、スキー、スケート、空手、テニスも全中大会種目としています。	

じどう せいと 児童・生徒のみなさんへ

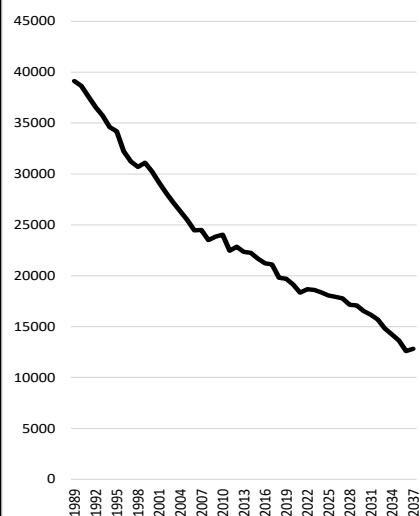
れいわ ねんど きゅうじつ ちゅうがっこう ぶかつどう すこ ちいき かつどう うつ
令和5年度から、休日の中学校の「部活動」を、少しずつ「地域の活動」に移し、
ちいき かつどう なか じぶん あ かつどう えら さんか
「地域の活動」の中から自分に合った活動を選び、参加できるようになります。

いま ぶかつどう もんだい
◆今、部活動にはこんな問題があります。



にいがたけん こども にんずう ねんねん へ ちゅうがっこう
○新潟県の子供の人数は、年々減ってきています。そのため中学校
かよ せいと にんずう へ ぶかつどう ひと がっこう
に通う生徒の人数も減って、部活動では、「一つの学校でチームが
く 組めない」、「やりたいと思っている部活がない」、「専門の指導が
できる顧問の先生がいらない」という問題が増えてきています。

新潟県の15歳人口(人)
(2023年以降は推計)



ぶかつどう ちいき かつどう なに
◆部活動にかわる「地域の活動」って何？



ぼく しょうらい せんしゅ
僕は将来プロ選手になる！



わたし ともだち たの じかん す
私は友達と楽しい時間を過ごしたい！



どにち やす
土日はゆっくりと休みたい



ぜんこくたいかい かつやく
全国大会で活躍したい！



ちいき
地域のクラブチーム

ちいき がくだん
地域の楽団

どうじょう
道場

ちいき きかく
地域で企画されるスポーツ教室

げいじゅつきょうしつ
芸術教室



きょういくいいんかい じゅんび すす
教育委員会が準備を進めている

ちいき ぶんか かつどう
『地域スポーツ・文化クラブ活動』

※みんながさんかできる、かつことだけを
もくてき かつどう
を目的としない活動

みなさんは、これらの活動の中から、自分に合った活動を選んで参加することになります。

また、どの活動にもさんかしないこともできます。



Q&A



Q. ^{れいわ}令和5年4月^{ねん}から、^{がっ}部活動^{ぶかつどう}はなくなるのですか？

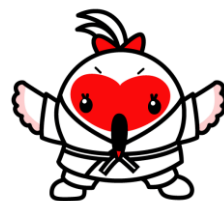
A. いいえ、なくなりません。

「^{ちいき}地域スポーツ・^{ぶんか}文化クラブ^{かつどう}活動」などの^{ちいき}地域の^{かつどう}活動の^{じゅんび}準備ができ
^{きょうぎ}た競技^{すこ}などから、^{ちいき}少しずつ^{かつどう}地域の^{かいすう}活動の^ふ回数を増やしていきます。



Q. ^{わたし}私が^す住んでいる^{ちいき}地域では、どのような^{かつどう}活動が^{じゅんび}準備されますか？

A. ^{ちいき}地域のクラブチームや^{がくだん}楽団などについては、それぞれの^{だんたい}団体が
^だ出す^{じょうほう}情報^{かくにん}を確認^{きょういく}しましょう。また、^{かい}教育委員会^{じゅんび}が準備^{じゅんび}をしてい
^{ちいき}る「地域スポーツ・^{ぶんか}文化クラブ^{かつどう}活動」については、^{がっこう}学校^{がっこう}をつうじ
^{あんない}て案内^{かくにん}があるので、確認^{かくにん}してください。



Q. ^{がっこう}学校の^{ぶかつどう}部活動でなくても^{たいかい}大会^{さんか}に参加^{さんか}できますか？

A. ^{がっこう}学校^{がい}以外の^{ざんこく}チームでも、^{ちゅうがく}全国中学校^{たいいく}体育大会^{ぜんちゅう}（全中）とその
^{よせんかい}予選会^{ちく}（地区^{たいかい}大会^{けんたいかい}や^{さんか}県大会^{さんか}など）には参加^{さんか}することができます。
^{きょうぎ}ただし、^き競技^{ちゅうい}によって^{ひつよう}決まりごと^{ひつよう}があるので^{ひつよう}注意^{ひつよう}が必要です。



Q. 「^{ちいき}地域スポーツ・^{ぶんか}文化クラブ^{かつどう}活動」では^{だれ}誰が^{しどう}指導^{しどう}してくれるのですか？

A. ^{みな}皆さんの^{しどう}指導^{おこな}を行う^{けんしゅう}ために^う研修^{しどうしゃ}を受けた^{しどう}指導者^{しどう}や、^{しどう}指導^{しどう}を
^{きぼう}希望^{せんせい}する^{しどう}先生^{しどう}方が^{しどう}指導^{しどう}します。



保護者のみなさんへ

令和5年度から、
休日の中学校の部活動に代わる、
新しいスポーツ・文化活動環境の整備を進めます。

◆現在の部活動の仕組みは限界！

- これまで続いてきた少子化の影響で、多くの学校で生徒数が減少しており、『単独校でチームが組めない』、『そもそもやりたい部活が設置されていない』、『専門の指導ができる顧問がいない場合が多い』といったケースが増えています。
- 新潟県では今後も少子化が続き、15年後の15歳年齢は、現在の約2/3にまで減少することが予想されています。
- 今後、これまでの部活動の仕組みを継続したとしても、皆さんが望むスポーツ・文化活動環境を提供することは、ますます困難となることが予想されることから、部活動に代わる、新しいスポーツ・文化環境を整備していく必要があります。

◆部活動に代わる、新しいスポーツ・文化環境とは？

- 同じ部活で活動をしていても、お子さんの中には、「全国大会での活躍を目指したい」、「プロになりたい」という目標をもっていたり、「友達と楽しい時間を過ごしたい」、「週末は勉強や趣味の時間にあてたい」と希望したりと、様々なニーズがあると思います。また、学校の部活動で行われない競技等(アーバンスポーツやダンス、演劇など)をやってみたいと思っているお子さんもいることでしょう。
- そんな、様々なニーズに応えるため、競技団体や文化団体、民間のチーム、地域のクラブチーム及び道場や楽団、芸術教室などが連携、協力しながら、その地域にとって望ましいスポーツ・文化環境を整備する必要があります。
- また現在、教育委員会を中心として、活動したい生徒すべてが参加可能な、競技力等の向上のみを目的としない活動機会を確保する「地域スポーツ・文化クラブ活動」の仕組みを作るための準備を進めています。

Q&A

Q. 令和5年4月から、部活動はなくなるのですか？

A. なりません。

令和5年度から令和7年度までの3年間で、休日の部活動の実施回数を段階的に減らし、新しいスポーツ・文化活動環境への移行を進めていきます。

多くの市町村では、令和5年度当初は、一部の競技等において、月に何日かの休日に「部活動」を行わないこととし、希望者はそれぞれの地域で提供される、地域の活動のいずれかに参加することにしています。実施する競技等の数や、実施回数は、徐々に増やしていきます。

※県内には、平日の活動も同時に移行する地域や、令和5年度から原則休日の部活動を行わない地域、また令和5年度を準備期間と位置付け、令和6年度から移行を開始する地域などもあります。

Q. 私の住んでいる地域では、どのような活動が準備されますか？

A. それぞれの地域で活動する民間のチームやクラブチーム、楽団等については、それぞれの団体が出す情報を確認する必要があります。なお、教育委員会が関与する「地域スポーツ・文化クラブ活動」については、それぞれの市町村から情報提供される予定です。

それらの活動の中から、お子さんや保護者様のニーズに合った活動を選択していただくこととなります。その際、平日の活動とは異なる競技等を選択することも可能ですし、また、いずれの活動にも参加しないことも可能となります。

なお、教育委員会が関与する「地域スポーツ・文化クラブ活動」については、すべての市町村ですべての競技等の活動を提供することができないことが想定されるため、近隣の市町村の活動への参加の可能性を含み、本年度中に、全県の活動リスト(R5年度版)を作成し、学校を通じ、各家庭に配付することにしています。

Q. 活動に参加する際の費用負担や、活動場所への送迎はどうなりますか？

A. 民間のチームや地域のクラブチームの活動への参加に係る費用は受益者負担となります。教育委員会が関与する「地域スポーツ・文化クラブ活動」への参加の際についても、活動の運営に係る経費(指導謝金、会場使用料、消耗品代等)や保険料等は、基本的に受益者負担となりますが、令和5年度は国などからの財政支援により、負担が減る可能性があります。活動場所への送迎については大きな課題ですが、地域によって課題が異なるため、各市町村教育委員会では対応を検討中です。

Q. 大会への参加はどうなりますか？

A. 日本中体連及び新潟県中体連は、令和5年度より、学校を単位としない、地域のチームも中体連大会に出場できるように、大会参加規程を改訂しました。一方で、競技等によってその条件が異なっていることから、日本中体連ホームページ等から確認していただきたいと思えます。

Q. 「地域スポーツ・文化クラブ」の運営者、指導者はどのような人ですか？

A. 教育委員会が関与する「地域スポーツ・文化クラブ活動」を運営する団体として、総合型地域スポーツクラブ、競技団体、スポーツ少年団等を想定しています。これらの団体は、国が示す指針(「ガバナンスコード」)に準拠した運営を行います。

指導者は、活動を運営する団体が任用する地域指導者で、その中には休日の活動の指導を希望する教員も含まれ、いずれも、資質向上のための研修を受講の上、指導を行います。

中学校部活動を「地域クラブ活動」に移行します



村上市教育委員会

1 地域移行の方針と地域活動の目的

(1) 地域移行の方針

少子化に伴い、学校によって部活動の選択が限られているため、生徒の多様なニーズに応じた活動機会を確保し、教員の働き方改革を推進するために学校部活動を地域に移行する。

(2) 地域活動の目的

村上市民総がかりで、生徒の多様なニーズに合った活動を新しく創り出し、村上市民の生涯にわたるスポーツと社会教育の充実と推進を図る。



2 村上市の方針と動き

(1) 村上市立中学校の部活動について

- ① 次の指導要領改訂（令和9年度頃）で、学校教育の一環でなくなった場合、すべての中学校の部活動の募集を停止し、地域の活動に移行します。
- ② 移行期間を、令和5年度初から令和7年度末までの3年間とします。
- ③ 種目（団体）は、令和4年度に各中学校にあるものを、単独や合同等、何らかの形での地域移行を目指します。
- ④ 各校各部活動の支援を目的とする保護者会等は解散することになります。



(2) 移行期の部活動について

- ① 運営主体となる、NPO法人（さんぽくスポーツ協会、愛ランドあさひ、ウェルネスむらかみ、希楽々、サンスマイルあらかわ、村上市教育委員会）のいずれかに登録した、「地域クラブ活動」団体と学校が連携した「融合型部活動」を新しく立ち上げます。
- ② スムーズな移行のために、複数校による合同での活動を推進します。
- ③ エリアごとに、学校、保護者、地域総がかりで部活動の種目を引き継ぐ「地域クラブ活動」団体を立ち上げて運営主体に登録します。登録することで、国や県、市からの助成を受け、会費を徴収できる団体となります。
- ④ 活動場所は、学校以外を原則とします。



- ⑤ 活動場所まで距離がある場合は、平日にクラブバスの運行を検討します。

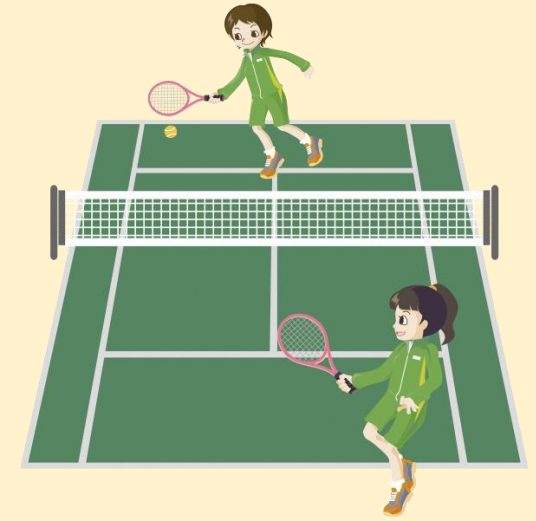
<例 1>

村上第一中、村上東中、村上総合体育館等

<例 2>

神林中、岩船中、パルパーク等

- ⑥ 移行期間中の休日は、校長が部活動でもあると認めた場合は登下校バス、大会への参加の際のバスは今まで通り。



(3) 文化部について

NPO法人等立ち上げの目途が立たないため、当面の間、村上市教育委員会が運営主体となる直轄方式をとります。

中学校毎にPTAが、「地域クラブ活動」としての「文化クラブ（仮称）」を立ち上げ、勤務時間内は、「監視員」を置いて活動します。

平日の勤務時間外は、「希望する教師」が兼職兼業指導者となって指導できる場合は、報酬をもらって指導します。そうでない場合は、「監視員」の監視下で、ICT機器を活用して遠隔地の指導者からオンラインで指導を受けます。

休日は、保護者送迎で、村上市文化会館大ホール等を活動場所にして、全中学校の合同部活動とします。

吹奏楽部以外は、将来的に社会教育の講座等の代替えを目指しますが、「監視員」の管理下で活動できるようにします。



(4) 令和5年度からの実際の活動について

登録された指導者がいて、「地域クラブ活動」団体が登録され、活動が開始されれば休日のみ等の段階的な移行に移ります。平日と休日のすべてが移行した段階で完全地域移行となります。

令和5年度は次のような活動が混在することになります。

ア 従来通りの学校部活動

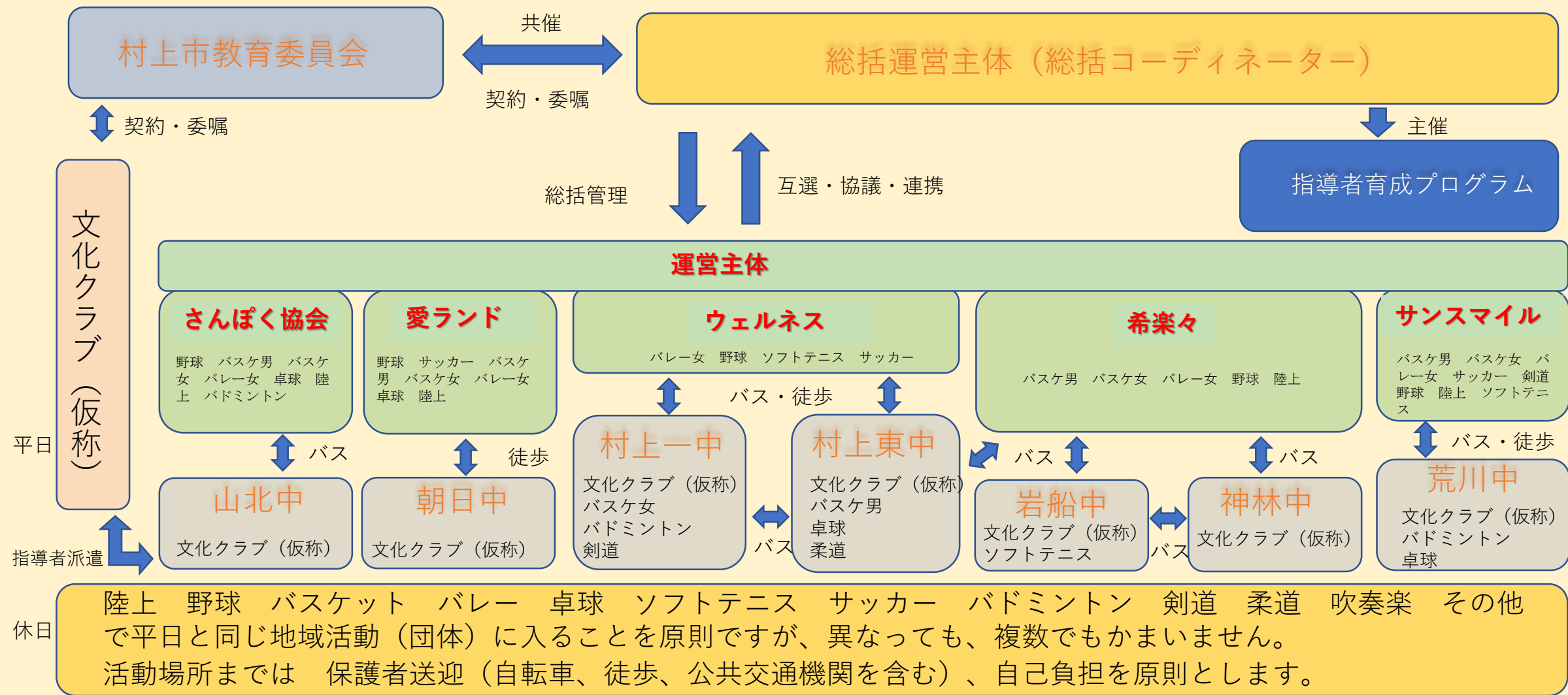
イ 平日は学校部活動で、休日は「地域クラブ活動」の「融合型部活動」

ウ 平日も休日もすべてが「地域クラブ活動」となる完全移行型の活動←学校部活動は募集停止で廃部となります。



部活動地域移行 最終イメージ

総合型地域スポーツクラブが運営主体となり、地域や中学校等と連携する



(4) 完全移行後の活動について

- ① 運営主体となる、NPO法人（さんぽくスポーツ協会、愛ランドあさひ、ウェルネスむらかみ、希楽々、サンスマイルあらかわ、村上市教育委員会）のいずれかに登録した、「地域クラブ活動」団体による活動となります。

「地域クラブ活動」は学校部活動のコピーではありません。平日の夕方4時頃から6時頃や休日の昼だけが活動時間とは限りません。原則として、平日1日、土日のうち1日の週2日の休養日を設定しますが、活動が週2日しかない等ということも想定されます。

（４）完全移行後の活動について

- ② 参加費用や用具等はすべて自己負担です。ただし、経済的に困窮する世帯には国と村上市から支援を検討します。
- ③ 各中学校（エリア）ごとに、学校、保護者、地域総がかりで部活動の種目等を引き継ぐ「地域活動（団体）」を立ち上げて運営主体の傘下に入って連携することで、国や県、市からの助成を受け、会費を徴収できる団体となります。
- ④ 活動場所は、学校以外を原則とします。ただし、冬期間や天候等の関係で学校を活動場所にすることがあります。また、平日の「文化クラブ（仮称）」は原則は学校での活動となります。

完全地域移行に向けてお願い

(1) 村上市民総がかりで「地域活動（団体）」の立ち上げを！

村上市教育委員会学校教育課では、近い将来（おそらく令和9年度）、文科省の学習指導要領から「部活動」の文言がなくなり学校教育から切り離されると考えて、後手に回ることがないよう準備を進めています。

少子化に伴い、各中学校に配当される教員数が減少し、顧問教師を割り当てることができず、やむを得ず部活動を募集停止して廃部にせざるを得ない状態となっています。

すでに、学校によって選択できる種目等が少なくなり、多様な生徒のニーズに応えることができなくなっています。

完全地域移行に向けてお願い

(2) 指導者の確保について

- ① 「希望する教師」が「地域活動（団体）」の指導者として活躍できるように兼職兼業の手続きを進めます。その際中学校以外の市内外勤務の教師にも広報し募集をします。
- ② 「希望する教師」や「一般の希望する指導者」の集中や偏りを調整するために、総括運営主体がその役割を担います。**希望者は総括運営主体に申し込んでください。**
- ③ **平日の指導者が不足**することが予想されます。専門的な指導は苦手でも、指導者育成プログラムを受講することで「公認指導者資格」を取得できます。**是非、平日の夕方の2時間程度、お力をお貸しください。**若干の報酬が出ます。

完全地域移行に向けてお願い

- ④ 吹奏楽部の受け皿となる、NPO法人「村上吹奏楽団」（未定、仮称）を立ち上げたいです。中心となる方を探し、お願いをしたいです。
- ⑤ 運営主体に団体登録し、総括運営主体に指導者登録すれば、令和4年度に各中学校になかった種目も新たに選択できるようになります。

※スポーツ以外は、NPO法人の立ち上げが必要です。

<例>

硬式野球、硬式テニス、スケートボード、スノーボード、スキー、空手、少林寺、ボート、登山、アニメ 等

完全地域移行すると

- ① 運営主体と連携した、「地域クラブ活動」に所属して活動することになります。
- ② 参加費用や活動用具は自己負担です。ただし、楽器等の場合は学校からの借用も可能です。
- ③ 平日は可能な限りクラブバス（仮称）や下校バスが利用できるようにしますが、運営主体や所属する「地域クラブ活動」が独自にバスの運行をします。交通費についても自己負担です。
- ※ 村上市から総括運営主体と運営主体を通じて、各「地域クラブ活動」へは補助金等の支援を検討しています。
- ※ 経済的に困窮する世帯については、国と村上市から個別の支援を検討しています。